(2) 第1章 計画策定の趣旨(案)

1 これまでの国、県、市の取組み

〇 国の取組み

- ・平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定。「男女共同参画基本計画」を 策定し、現在様々な取組みを進めている。
- 〇県の取組み
 - ・平成13年3月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定
 - ・平成14年3月に「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定
 - その後新たな課題に対応するため改定を重ね、施策を推進中
- 〇 いわき市の取組み
 - 平成元年後「婦人児童課」設置
 - ・平成13年3月「いわき市男女共同参画プラン」策定
 - ・平成17年4月「いわき市男女共同参画センター」開所
 - ・平成23年4月「いわき市男女共同参画推進条例」制定
 - ・平成28年3月「第三次いわき市男女共同参画プラン」策定
 - ・平成30年3月「いわき市女性活躍推進計画」策定
 - ・第三次の計画期間終了に伴い、2カ年かけて改定することとなった。

2 計画見直しの必要性

- ・現プラン策定後、推進に課題のある施策や、少子高齢化に伴う人口減少や経済のグロー バル化、雇用の不安化などの社会情勢の変化に係る新たな課題に関する施策について、 計画的に推進する必要がある。
- ・国において基本計画が改正され、改めて「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・ 安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」等が強調されて おり、これらに関する施策を計画的に推進する必要がある。
- ・県において平成28年度に「ふくしま男女共同参画プラン」が改定され、「女性の活躍 推進」に重点を置いていることから、引き続き推進していく必要がある。
- ・平成30年3月に現プランの一部改定・抜粋版といて策定した「いわき市女性活躍推進計画」を、改定に併せ一体化する。
- ・現プランで定めているDV防止施策を、「市町村基本計画」として改定に併せ一体化 する。
- ・現プランの計画期間が令和3年3月末で終了することから、現プランを改定する形で 策定する。

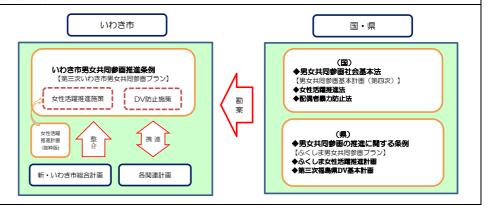
3 計画の性格と位置付け

(1) 性格

・本プランは、「基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」(基本計画)として、また、「いわき市男女共同参画推進条例」第10条に規定する「基本計画」とする。

(2) 位置付け

- ・本プランは、本市の関連する計画と連携を図り、男女共同参画の推進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するため、市総合計画を踏まえた部門別計画をする。
- 「いわき市女性活躍推進計画」を「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」に、DVに関する施策を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する 「市町村推進計画」としてプランに盛り込む。



4 計画の期間 5 計画推進の視点 令和3年4月から令和8年3月までの5年間とする。 基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策を推進するにあたり、次のことを 基本的視点とする。 (1) 人権の尊重と男女平等の実現 (2) 女性活躍に資する能力発揮と環境整備 (3) ジェンダーの視点と多様な価値の尊重